

津之郷小学校生徒指導規程

2026年（令和8年）4月1日

第1章 総則

第1条（目的）

この規定は、本校の教育目標の達成のために制定するものである。児童が安心・安全な学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関する事

第2条（登下校）

- (1) 登下校は時間を守り、決められた通学路を交通ルールを守って安全に通る。
- (2) 朝は地域ごと（決められた登校班）、帰りは学年ごとに集団で登下校をする。
（但し、一斉下校の日は地域ごとに下校する）
- (3) 午前8時をめやすに登校し、いったん登校した後は校外に出ない。

第3条（欠席・遅刻・早退）

- (1) 始業時刻は、8時25分とする。
- (2) 下校時刻は、5時間授業の日は月曜日～木曜日が14時40分、金曜日が14時05分
6時間授業の日は月曜日～木曜日が15時25分、金曜日が14時55分とする。
（但し、学期末や研修等で時程が変更になる場合がある）
- (3) 欠席・遅刻の連絡は原則として「すぐーる」で保護者が行う。電話連絡の場合は8時25分までに行う。
- (4) 早退する場合は、学校から保護者に連絡をし、保護者に学校まで迎えに来てもらう。

第4条（身だしなみ・持ち物）

(1) 服装

- ・紺の上着
- ・白のカッターシャツ、ブラウス又はポロシャツ
- ・半ズボン、長ズボン、タイツ（色は黒・紺・灰・茶系で柄や飾り等が無いもの）
- ・白・紺・黒のソックス
- ・運動に適した靴
- ・黄色帽子

- ① 名札をつける。
- ② セーター・ベスト（紺・黒）は体調に合わせて着用する。セーター・ベストは中に着る寒さ調節のものとして着用し、登校・下校時には、標準服を着用する。
- ③ 髪をくくるときは、かざりのついてないゴムにする。
- ④ 夏季の場合
 - ・冷却グッズ（ハンディファン・ネッククーラーなど）は登下校時のみ使用する。

- ・マフラー・手袋等は、登下校時のみ着用する。
- ・防寒着は、気候に合わせて着用してもよい。

- ・体操シャツ（半袖・長袖）
- ・体操ズボン（半ズボン）
- ・赤白帽子
- ・体操服として長ズボンやタイツをはく場合は、普段の服装と区別する。

第5条（学校での生活）

- (1) 友だち、先生、地域の方などに気持ちのよいあいさつをする。
- (2) 校舎では落ち着いて行動する。
- (3) チャイムを意識しながら時間を守って行動する。
- (4) 無言で隅々まで掃除をする。
- (5) その他「津之郷小学校のきまり」を守って生活する。

※学校生活に関するきまりについて、見直しが必要な場合はその都度職員や児童会で協議して検討する。

第3章 校外生活に関する事

- (1) 児童だけで校区外に出ない。
- (2) 外出する際は、保護者に行き先、帰宅時刻、誰と会うかを伝えておく。
- (3) 人に迷惑をかける行為や危険な行為は絶対に行わない。
- (4) 帰宅時刻は、3月～9月は午後6時、10月～2月は午後5時とする。
- (5) 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶり、交通ルールを守る。
- (6) その他「津之郷小学校のきまり」を守って生活する。

第4章 個別の課題に対する生徒指導

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①万引き
 - ②威圧・強要行為
 - ③建造物・器物損壊
 - ④飲酒・喫煙
 - ⑤その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「きまり」などに従わない行為
 - ①いじめ・暴力
 - ②指導無視及び暴言など
- (3) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第8条（特別な指導の内容）

- （1） 特別な指導の期間は原則1～5日以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更する場合がある。
- （2） 特別な指導では、説諭・反省文を書かせる等、発達段階に応じた反省指導を行う。
- （3） 特別な指導は、複数の職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- （4） 特別な指導は別室にて行い、担任・生徒指導主事等が保護者連携を行う。
- （5） 特別な指導を行った場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

<付則の付け加え>

2025年（令和7年）8月1日 一部改訂